

ご説明資料

令和5年8月

【事実関係1(本件の事案概要)】

- MGM・オリックスコンソーシアム(MGMリゾーツ・インターナショナル(以下「米MGM」とオリックスにより構成)から大阪府市に提供された大阪IRの図等の中に、利用許諾を得ていない可能性が高いアーティストの作品のデザイン(2点)が含まれていることが認定後に発覚(4/14の新聞報道等を受け、4/17に大阪府市・IR事業者等において発表)。
- その後、IR事業者及びその関係者において調査を実施。現時点の国交省に対する調査結果の説明は下記の通り。
 - ・利用許諾が得られていないアーティストの作品のデザインが合計3点あることが判明(新たに判明した1点は利用開始時に遡って事後的に著作権者から利用許諾を取得済)。また、著作権法上利用に問題又はその可能性のある写真画像等が複数あることが判明(以下、合わせて「本件」)。
 - ・米MGMにおいて、著作権の権利処理が行われる体制となっていた。
 - ・一部のデザインについて、著作者から米MGMに対し使用拒否の連絡がなされたものの、適切な内部確認を経ることなく大阪府市に図等を提出した。また、公開された図等を見た第三者から当該デザインに関する問合わせが大阪府市にあり、大阪府市が利用許諾状況を確認した際も米MGMにおいて適切な内部確認を行わなかった。
- IR事業者(大阪IR株式会社)の体制は代表取締役2名のみ。最大出資者は、日本MGMリゾーツ(米MGMの完全子会社:以下「日MGM」とオリックス。

【事実関係2(要求基準7の審査)】

- 「IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない」とする要求基準7の審査においては、以下の点などを確認し、要求基準7に適合するものと評価した。
 - ①IR開業に向けて今後、会社法上の大会社に求められる体制として内部監査部門・法務部門・コンプライアンス部門を整備することや社員に対しコンプライアンス研修の受講を義務付けることを計画していること。
 - ②IR事業者の「誓約書」において、IR整備法その他の法令を遵守し、区域整備計画を信義に従って誠実に実施すること、その他コンプライアンスの確保のための取組の実施及び当該取組の実施のために必要な体制の構築に万全を期することを誓約していること。

【本件に関する見解(案)】

- IR事業者を審査対象とする要求基準7との関係から、以下のとおり整理する。
 - IR事業者において利用許諾が得られていないアーティストの作品のデザインを含む区域整備計画の関連書類の作成・認定申請を行った点について前述の誓約書に反している状況であるが、
 - ・米MGMにおいて著作権の権利処理が適切になされなかった点を発端としていること
 - ・IR事業者の現体制が代表取締役2名のみであったことを踏まえると、一定程度その事情を汲む余地があるといえる。
 - また、大阪府市・日MGM・オリックスとともに、4/14の報道等の後の速やかな謝罪、問題の図等の削除、再発防止に取り組む旨を公表(4/17)していることを踏まえると、コンプライアンスに関する事後的な対応体制を有しているといえるほか、第三者が作成したアーティストの作品のデザインを使用する際のプロセスの強化、社員教育といった再発防止策に取り組もうとしている点も見受けられる。
 - 以上を踏まえると、本件のみをもって、IR事業者としてコンプライアンス確保の体制・取組が、再審査を行うほど不十分であると判断するまでには至らないものと考える。
-
- なお、区域整備計画の関連書類として施設の外観を示す図等の提出を求め、その一部に、利用許諾が得られていないアーティストの作品のデザインが含まれている状況である。なお、著作権法上の利用に問題又はその可能性のある写真画像等については区域整備計画には含まれていない状況である(関連書類に含まれるかどうか確認中)。
 - 本件を踏まえ、これら一部の関連書類の内容に変更が生じることとなるが、この変更によりIR施設全体の外観、個別のIR施設の外観が大きく変わるものではなく、審査結果への影響はないものと考える。

【審査会員会の見解】

- 区域整備計画の関連書類や大阪IRのPR動画の中で、**利用許諾が得られていないアーティストの作品のデザイン**が含まれていたことは、著作者に対する礼を失した行為であり、また、**著作権法上の利用に問題又はその可能性のある写真画像等の存在が判明したこと**(以下、**本件**)も含め、非常に残念である。
- 加えて、大阪IRは魅力増進施設等におけるアーティストとのコラボレーション等を通じ日本の文化を積極的に発信していくことを計画しているにもかかわらず、**本件の内、一部**は日本を代表するコンテンポラリー・アーティストとして世界で高い評価を受ける2名の**作品のデザイン**だった点を踏まえると、関係者の認識の甘さが感じられ、芸術・アーティストの世界で本件が対外的に生みうるマイナスイメージを思うと一層残念であると言わざるを得ない。
- また、本件の**一部の事案**が認定直後に発覚し、マスコミに報道されている点などを踏まえると、社会的に認知された事案であり、今後の事業者の対応如何によっては、より大きな問題に発展しかねないものであると考えられ、IR事業者およびその関係者(大阪府市・米MGM・日MGM・オリックス)は、このことを重く受け止めるべきである。
- 以上を踏まえ、IR事業者およびその関係者は、二度とこのようなことが起きないよう再発防止を徹底とともに、信頼・イメージ回復に全力を尽くすことを求める。なお、著作者本人との関係では、関係者は誠意をもって対応していくことを期待する。
- また、本件の事案の内容および審査委員会の見解を踏まえた上で、国土交通省観光庁においてIR事業者(必要に応じて米MGM・日MGM・オリックスを含む)に対して十分適切な対応を行う必要があると考える。

【事務局の今後の対応方針(案)】

- 前述のとおり、要求基準7の不適合とするまでには至らないものの、前述の誓約書に反している状況下であるため、IR事業者において、コンプライアンスの確保のための取組の早期実施及び当該取組の実施のために必要な体制の早期構築を求める必要がある。そこで、下記の内容を条件として追加し、その状況を早期に確認すると共に、毎年度の実施状況評価における必須確認事項としても位置付けるものとする。
- なお、再発防止策が実行されていないことなどが確認された際は、IR整備法第30条に基づくIR事業者への指示を行い得る。

※条件(案)

大阪府・大阪市及び設置運営事業者は、利用許諾を得ずに芸術作品のデザイン等を使用した事案を踏まえて、同種事案の再発防止を徹底すること。**また、MGMリゾーツ・インターナショナル**に対しても、再発防止の徹底を要請すること。

また、設置運営事業者は、コンプライアンスの確保のための取組の早期実施及び当該実施のために必要な体制の早期構築に万全を期すこと。